

あつぎ市民芸術文化祭「第 62 回市民文化祭」発表団体募集要領

(文化会館の公募団体発表会)

1 目的

今年で 62 回目の開催となる市民文化祭において、広く市民に文化芸術の発表及び鑑賞の機会を提供することにより、市民による文化芸術活動を推進し、本市の文化芸術の振興を図るため、発表団体等を募集します。

2 発表日

令和 8 年 11 月 8 日 (日)

3 発表場所

厚木市文化会館小ホール

4 募集団体数

1 団体

5 募集内容

芸術、芸能等に関する発表等

6 募集条件

次の事項に全て該当すること。

- (1) 厚木市文化会館応募団体は、市内で活動している 10 人以上で構成される団体であること。ただし、他の日程に市民文化祭で発表または演奏する団体は除く。
- (2) 未成年で構成する団体にあっては、成人の指導者がいること。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 自主運営(出演団体で発表会全体の運営を計画・準備・実行、舞台転換、司会(進行)、練習会場確保等)ができること。
- (5) 発表または演奏する時間が 90 分以上 150 分間以内であること。
- (6) 「13 注意事項」に記載した内容の遵守ができること。

7 募集期限

令和 8 年 7 月 8 日(水)まで

8 参加費

無料

9 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、メールにて第 62 回市民文化祭運営委員会事務局へ応募してください。

10 発表団体等の決定

次の事項を第 62 回市民文化祭運営委員会において書類選考した後、応募多数の場合は、抽選会で発表者を決定します。

- (1) 市民文化祭の内容として相応しいこと。
- (2) 幅広い年齢層の人が楽しめること。
- (3) 市民文化祭の他の日程で発表される内容と異なる分野であること。
- (4) その他、特に本市における文化芸術の振興に寄与することが認められること。

11 結果発表

7月中旬に応募団体の代表者へ通知します。

12 発表等に要する経費

会場費や舞台設備費については無料ですが、発表に要する経費は、団体等の負担となります。(舞台スタッフ追加料金が発生する場合は、各団体で負担していただきます。)

13 注意事項

- (1) 入場料を徴収することはできません。
- (2) 発表に際し、著作権等の許可が必要な場合は、発表団体等で許可を取得するものとします。
- (3) 舞台・客席では、原則飲食禁止となりますのでお願いします(水分補給のみ可)。
- (4) 上記の注意事項に違反した場合、次回以降、出演停止の措置を取らせていただく場合があります。
- (5) 当日会場内での事故等について、主催者は一切責任を負いません。必要に応じ、イベント保険への加入をお願いします。

【応募・問合せ先】

厚木市役所文化魅力創造課文化芸術振興係内
第 62 回市民文化祭運営委員会事務局(市役所第 2 庁舎 8 階)
電 話 046-225-2508(直通)
E-mail 8650@city.atsugi.kanagawa.jp